

第1回 三島駅南口周辺開発地下水対策検討委員会

次 第

平成29年3月23日 午後2時
三島市役所 本館 第1会議室

1 開 会

2 依頼状の交付

3 検討委員会設立の趣旨・目的の説明

4 市長あいさつ

5 委員長あいさつ

6 検討事項

- ・三島駅周辺で過去に実施された調査について
- ・三島駅南口広域観光交流拠点整備事業の事業者提案について
- ・三島駅周辺で現在実施中の調査について

7 意見交換

8 今後のスケジュール

9 閉 会

【傍聴者の皆さまへのお願い】

委員会の円滑な進行のため、以下の点についてご協力をお願いいたします。

- ・携帯電話は、電源を切っていただくかマナーモードに設定をお願いします
- ・傍聴者の発言、カメラ撮影、録音はご遠慮ください。

三島駅南口周辺開発地下水対策委員名簿

選出区分	氏名	備考
学識（地下水）	辻村 真貴	筑波大学教授
学識（建築）	柳 敏幸	静岡県建築住宅局長
三島市環境審議会	水谷 洋一	会長 (静岡大学教授)
楽寿園運営委員	平井 敏雄	会長
三島ゆうすい会	大村 洋子	事務局長
三島商工会議所	小野 徹	建設業部会長
三島市土地開発公社	鈴木 文子	理事 (三島市議会議員)
三島市	中村 正蔵	副市長

三島駅南口周辺開発地下水対策検討委員会 設置要綱

平成 29 年 2 月 3 日制定

(設 置)

第 1 条 三島駅南口周辺の開発にあたり、事業計画および地下水保全対策等について総合的に検討し、三島市長（以下「市長」という。）に対し助言・提言等を行うことにより、三島市の宝である湧水・地下水の保全に配慮した円滑な事業推進に資するため、「三島駅南口周辺開発地下水対策検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第 2 条 委員会は次に掲げる者により組織する。

- (1) 専門知識を有する学識経験者
 - (2) 地域の事情に精通した者
- 2 委員は、市長が依頼する。

(任 期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから市長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

(特別委員)

第 5 条 委員会に、特別の事項を検討させる必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が指名する。
- 3 特別委員は、当該事項の検討が終了した時は解任されたものとする。

(会 議)

第 6 条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員会は委員及び検討事項に関係のある特別委員の半数以上が出席しなければ開催できない。

(業 務)

第7条 委員会が対象とする事業は次のとおりとする。

- (1) 三島駅南口広域観光交流拠点整備事業
- (2) 三島駅南口東街区再開発事業

2 本委員会は、科学的調査結果及び自らの知見に基づき、次の事項について、助言・提言等を行うものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 地下水保全対策に関する事項
- (3) 前各号に掲げる事項のほか、三島市長から助言等を求められた事項

(事務局)

第8条 委員会の事務を遂行するため、三島駅周辺整備担当課に事務局を置く。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、制定の日から施行する。

○三島市審議会等の会議の公開に関する要綱

平成17年8月30日

制定

(趣旨)

第1条 市民による市政の監視及び市政への参加の充実に資するため、審議会等の会議を公開するものとし、その公開に関しては、特別の定めがある場合を除くほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「審議会等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関(部会その他の当該附属機関の下部組織を含む。)
- (2) 法律又は条例の規定に基づかず、広く市民、学識経験者等の意見を聴くために設置された懇話会、研究会その他の機関(部会その他の当該機関の下部組織を含む。)

(会議の公開)

第3条 審議会等の会議は、公開することを原則とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を非公開とすることができる。

- (1) 当該会議の内容に、三島市情報公開条例(平成9年三島市条例第19号)第8条各号のいずれかに該当する情報を含むとき。
- (2) 当該会議が、不服申立て、苦情、あっせん又は調停に係るものであるとき。

(会議開催の周知)

第4条 市の執行機関は、審議会等の会議の開催に関して、あらかじめ公表するものとする。ただし、緊急その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(会議資料の提供)

第5条 審議会等は、会議を傍聴する者に対して、当該会議の資料(不開示情報(三島市情報公開条例(平成9年三島市条例第19号)第8条に規定する不開示情報をいう。以下同じ。)を除く。)を提供するよう努めるものとする。

(会議録の作成等)

第6条 審議会等は、その会議について会議録を作成するものとする。

2 市の執行機関は、公開された審議会等の会議に係る会議録の写しを一般の閲覧に供するものとする。

(運用状況の公表)

第7条 市長は、審議会等の会議の公開の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。